

審議会等の会議の公開等に関する要綱

制定 令和5年6月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第32条の規定による審議会等の会議の公開に関し、法令、条例等その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、審議会等の会議の開催、結果等に係る標準的な事務処理方法等について定めるものとする。

(対象とする審議会等)

第2条 条例第32条の審議会等（以下「審議会等」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条その他の法令の規定により附属機関として設置されるもの並びに規則、要綱等により設置される審議会、委員会、協議会等で市民、学識経験者等を構成員とするものをいう。

(会議の非公開の決定)

第3条 条例第32条ただし書の規定による会議を公開しない旨の決定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、同条各号の該当性に基づき、審議会等の長が、当該審議会等に諮って行うものとする。この場合において、審議会等は、会議を公開しない旨の決定をした理由を明らかにするものとする。

(1) 審議会等を新たに設置した場合 初回の会議開催時

(2) 委員の委嘱・任命替えがあった場合 当該委嘱・任命替え直後の会議開催時

2 審議会等の庶務を処理する所属の長（以下「所管課長」という。）は、前項各号に定める時期前に、条例第32条各号の該当性に基づき、会議を公開しない旨の決定を行う必要があると認めるときは、所管課長において会議を公開しない旨の決定をすることができるものとする。この場合において、所管課長は、会議を公開しない旨の決定をした理由を明らかにするとともに、決定後に開催される審議会等において、公開しない旨を決定したこと及びその理由を説明し、審議会等の承諾を得るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、審議会等又は所管課長は、会議ごと又は審議案件ごとに条例第32条各号の該当性に基づき、会議を公開しない旨の決定することができる。

4 第1項後段及び第2項後段の規定は、前項の決定について準用する。

(会議の公開決定等の報告)

第4条 所管課長は、所管する審議会等が前条第1項の決定をした場合には、当該審

議会等の会議の公開、非公開の取扱いに関する事項を記載した会議の公開・非公開決定報告書（第1号様式）を作成し、行政資料センターに備え置くものとする。ただし、前条第1項第2号による決定をした場合において、その決定が従前の決定と同一の場合は、この限りでない。

（会議の公開の方法等）

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開する場合には、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に提供するものとする。ただし、当該会議資料に条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は、この限りでない。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 5 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

（会議の開催の周知）

第6条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき又は当該会議を非公開で開催する場合は、この限りでない。

- 2 前項の会議を開催する旨の周知は、所管課長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、当該会議の開催予定日の概ね1週間前までに、行政資料センターに備え置くことにより行うものとする。
- 3 所管課長は、前項の規定による周知のほか、市の広報紙への掲載、市のホームページへの掲載その他の効果的な方法により、会議の開催について周知に努めるものとする。

（会議開催結果の報告）

第7条 所管課長は、会議終了後速やかに、当該会議の結果の概要を記載した会議の開催結果（第3号様式）を作成し、会議資料（第5条第3項に規定するものをいう。）とともに、行政資料センターにおいて市民の閲覧に供するものとする。

（会議録の作成）

第8条 審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成しなければならない。

- 2 審議会等は、会議録を当該会議における発言内容、審議経過等について市民が十

分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

- 3 所管課長は、公開した会議の会議録の写しを行政資料センターに備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(運用状況の取りまとめ)

第9条 所管課長は、毎年1回、所管する審議会等の会議の公開に関する実施状況を文書管理課長に報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 審議会等の会議の公開に関する要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

第1号様式（第4条関係）

会議の公開・非公開決定報告書

1 審議会等の名称	
2 事務局（所管課名）	
3 審議会等の所掌事務	
4 公開・非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
5 公開・非公開の決定日	年 月 日
6 非公開の理由等	(非公開とする所掌事務の内容及び非公開とする理由)
7 備 考	

第2号様式（第6条第2項関係）

会議開催のお知らせ

1 会 議 名	
2 議 題	
3 開 催 日 時	年 月 日 () 時から
4 開 催 場 所	
5 公開・非公開の別 (非公開の理由)	
6 傍 聴 定 員	
7 傍聴手続の方法	
8 問 い 合 わ せ 先	(所管課名) (電話番号)
9 そ の 他	

会議の開催結果

1 会 議 名	
2 開 催 日 時	年 月 日（ ） 時 分から
3 開 催 場 所	
4 会 議 の 概 要	
5 公開・非公開の別 （非公開の理由）	
6 傍 聴 人 数	
7 所 管 課 名	（電話）
8 備 考	